

情報隠しの「秘密保全法案」の国会上程に反対しましょう

弁護士 松山秀樹

1 情報開示の流れに反する秘密保全法制

政府は、昨年10月、「秘密保全法案」を現在開会中の通常国会に提案することを決定しました。

秘密保全法制は、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」が、2011年8月8日に発表した「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（以下「報告書」といいます）に沿って、法案化が検討をされています。

報告書を読むと、秘密保全法制の内容は、情報隠しの「情報隠ぺい法」とでもいえるべき内容です。また、秘密を扱う公務員だけではなく取材活動を行うマスコミ記者、オンブズマン活動に参加する市民も含めて、一般の市民も処罰することができます。

このように、いま政府が検討している秘密保全法制は、市民の知る権利、取材活動の自由、表現の自由を侵害する危険性の高い法制であり、民主主義とあい反する内容ですから、日本弁護士連合会もその法案に反対する意見書を作成し、今年1月には「秘密保全法制定に反対する会長声明」を発表して、秘密保全法案を国会に提案することに反対しています。兵庫県弁護士会も2月22日に反対の会長声明を決定しました。

次に、秘密保全法制の危険な内容を紹介します。

2 秘密保全法制とはなんですか。

現在政府が検討している秘密保全法制の内容は、

「国の存立にとって重要な情報」を情報を扱う行政機関等が「特別秘密」に指定し
秘密をあつかう人の「適正評価制度」を導入し

「特別秘密」を漏らした人だけではなく、「特別秘密」を取得しようとした人を厳しく処罰する

ことを柱としています。

何を「特別秘密」にするかは、その情報を扱う行政機関等が自ら決めことができ、その情報を本当に秘密として保護しなければならないかを第三者がチェックする方法がありません。政府が国民に知られたくない情報は、全て「秘密」に指定して情報公開をしないことを可能にする法案です。

3 国政の情報は国民のもので

そもそも政府が有する情報を知る権利は、民主主義の根幹を支える重要な人権です。憲法で保障された基本的人権のなかでも特に十分な保障をする必要な人権です。国民が、国政をチェックするためには、国政の情報は、広く国民に開示される必要があります。

しかし、実際には、政府や行政機関は、都合の悪い情報を隠そうとします。我が国では、過去において政府が長年にわたり沖縄返還密約を秘匿してきました。また、昨年発

生じた福島第一原子力発電所事故の際、政府は、「SPEEDI」（「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム」）によって、原発事故による放射性物質の拡散状況を予測していたにもかかわらず、これを迅速に発表しませんでした。

このように我が国では、政府や行政機関による情報公開は、極めて不十分な状況にあります。

まず情報公開を進めることをすべきであるのに、政府に都合が悪い情報を隠すことを可能にする秘密保全法制(まさに情報隠ぺい法)を制定すること自体が大きな問題です。

4 今、秘密保全法制が必要でしょうか

秘密保全法制が必要だという根拠として過去の情報漏えい事案の存在が指摘されています。しかし、前述の報告書で問題としている情報漏えい事件は、いずれも、現行法によって捜査が行われます。今でも、秘密として保護されるべき情報については、国家公務員法、自衛隊法などの現行法で十分に対応できているのです。

5 なにが「特別秘密」になるのでしょうか

秘密保全法制では、国の安全、外交、公共の安全と秩序の維持、の3つの分野の情報が、「特別秘密」に指定される対象となります。

特に、「公共の安全や秩序の維持」に関する情報は、極めて広範であり、私たちの生活全般にかかわることが、すべてはいつてしまう危険性があります。原子力発電所の安全性や福島第一原発事故の原因、放出された放射性物質の量、その健康への影響や環境汚染の実態などの情報も「国民の不安をあおり、公共の秩序を害する」として「秘密」と指定されるかも知れません。

しかも、一定の要件のもとで民間事業者や大学が保有する情報までも「特別秘密」の対象としているため、極めて広範な情報が「特別秘密」の対象となります。

6 市民のプライバシーまで調査対象となる

法案では、特別秘密の管理を徹底するためとして、「特別秘密」の取扱者となり得る者(すなわち現に秘密を扱っているのではなく扱う可能性がある者)を対象者とした適性評価を実施するための事前調査と評価の制度(適性評価制度)を導入しようとしています。

対象者の住所歴、学歴、職歴、外国の渡航歴、精神的な問題に関する通院歴、我が国の利益を害する活動への関与、その他広範な個人の情報が調査対象となりますが、たとえば我が国の利益を害する活動といってもとらえ方によっては広範な私的な活動が対象になり、たとえばTPPへの参加反対や米軍基地返還を求める集会など国政に反対する集会への参加なども含まれる可能性があります。

しかも、調査対象者は、公務員など秘密を取り扱う可能性がある人にとどまらず、法案では、「本人の身近にあって、本人の行動に影響を与えうる者」を含むとしていますので、家族や親戚、場合によっては、恋人や友人などのプライバシーも調査対象に含まれ、調査される対象者は際限なく広がっていく危険性があります。

しかも、集められたプライバシーに関する情報がどのように管理され、何に使われるかも分かりません。

国の「特別秘密」を守るためだからといって、私たち市民ひとりひとりのプライバシー情報を国や自治体が集めることを許してよいのでしょうか。

7 市民がひろく処罰対象にされる危険性

秘密保全法制では、「特別秘密」の漏えいや取得行為を処罰の対象としています。

「特別秘密」を扱う人には、公務員以外にも、特別秘密に指定された情報を扱う大学などの研究者、関連企業の技術者や労働者なども含まれます。

それだけではなく「特別秘密」を取得する行為が、処罰対象となります。しかも現に取得していなくても、取得するための協議をする行為（共謀）、取得するために働きかける行為（教唆、扇動）なども処罰対象となります。

そのため、マスコミの取材活動や市民オンブズマン活動として行政が有する情報を取得しようとした行為が、その情報が「特別秘密」に該当すれば、処罰対象となる可能性があります。現に情報を入手しなくても、取得するための相談をするだけでも「共謀した」として処罰対象となります。そして、単なる相談も処罰対象となるということは、取材のための社内協議や市民活動のための会議自体が、警察など捜査機関の捜査対象となることを意味します。

その結果、取材活動や行政を監視するための市民活動を自粛せざるを得ないということになることが懸念されます。

8 このように秘密保全法制は、健全な民主主義国家を造っていく上で必要不可欠な市民による国政や行政機関への監視活動、そのための調査や表現活動を萎縮させてしまう法制です。

27年前にスパイ防止法案（国家機密法案）が国会に提案されたことがありますが、市民の知る権利やマスコミの取材活動の自由への過度な制限につながるとして、市民の間に広範な反対運動が広がり廃案となりました。ただ、国家機密法案には、適性評価のためにプライバシーを調査したり、「公共の秩序と安全」に関する情報まで秘密の対象にするという内容はありませんでした。今回政府が提案しようとしている秘密保全法制は、国家機密法案より一層市民の権利を制限する内容です。

このような危険な法案が国会に提案されることのないように多くの市民がこの法案の危険な中身を知って、直ぐにでも反対の声を上げていく必要があります。